



特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6793190号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

小型連動型電気ソケット

特許権者  
(PATENTEE)

イタリア国 25128 ブレシア, 31, ヴ  
ィア フェデリコ パラツォーリ  
国籍・地域 イタリア共和国  
パラツォーリ エッセ. ピー. アー.

発明者  
(INVENTOR)

ロンキ, マルコ  
ペトロガリ, ジャンルイージ

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2018-523425

出願日  
(FILING DATE)

平成29年 5月19日(May 19, 2017)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

令和 2年11月11日(November 11, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年11月11日(November 11, 2020)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

糟谷敏秀





特許証送付先

住所

〒500-8368

岐阜県岐阜市宇佐三丁目4番3号

氏名

特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所

様

特許権設定登録通知書

特許番号

第6793190号

登録日

令和2年11月11日

出願番号

特願2018-523425

出願日

平成29年5月19日

請求項の数

5

納付年分

第3年分まで

受領金額

9,300円

受領日

令和2年11月9日



**重要** 特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができず。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要で

す。追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	令和5年(2023年)11月11日
第5年分	令和6年(2024年)11月11日
第6年分	令和7年(2025年)11月11日
第7年分	令和8年(2026年)11月11日
第8年分	令和9年(2027年)11月11日
第9年分	令和10年(2028年)11月11日
第10年分	令和11年(2029年)11月11日
第11年分	令和12年(2030年)11月11日
第12年分	令和13年(2031年)11月11日
第13年分	令和14年(2032年)11月11日
第14年分	令和15年(2033年)11月11日
第15年分	令和16年(2034年)11月11日
第16年分	令和17年(2035年)11月11日
第17年分	令和18年(2036年)11月11日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708